

決議第 5 号

議員派遣の件について

本議会は、地方自治法第 100 条第 13 項及び八重瀬町議会会議規則第 129 条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

令和 5 年 12 月 19 日

八重瀬町議会
議長 神谷 たか子



記

3、町村議会議員・事務局職員研修会

- (1) 目的：研修会
- (2) 派遣場所：パシフィックホテル沖縄
- (3) 期間：令和 6 年 2 月 29 日（木）午後 1 時 30 分～
- (4) 派遣議員：町村議会議員及び事務局職員